

日液協30第61号
平成31年3月8日

会 員 各 位

日本液化石油ガス協議会
事 務 局

平成30年度METI・ガス安全室立入検査結果（第3四半期分）について
（お願い）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊協議会のためのご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年度の立入検査（第3四半期分）の結果が3月7日付けで
HP（下記HPアドレス参照）に掲載されました。

また、立入検査の主な指摘内容については、ガス安全室長による口頭注意
1件となっております。詳細は別添のとおりです。

つきましては、会員各位におかれましては、同様な指摘事項が無いよう、営
業所等に対し、法令遵守を徹底するとともに、一般消費者等の保安の確保のため
適切に保安業務を実施するよう、周知徹底をお願い申し上げます。

敬 具

記

経産省ホームページ掲載アドレス

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2019/3/310307-01.html

以 上

（発信手段：Eメール）

（担当：飯田、北邨、橋本）

平成30年度立入検査等の結果について(第3四半期分)

1. 立入検査の結果

立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1 2018年10月31日	カニエJAPAN株式会社	埼玉支店	指摘あり	ガス安全室長による口頭注意	立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため、12月25日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。 口頭注意の内容 次の不適切な事案について、直ちに改善措置を講ずること、及び他の事業所において類似の有無についても調査し、該当した場合には、直ちに改善措置を講ずること。また、このような事態が生じた原因を把握するとともに、その再発防止策について報告すること。 ○書面の交付 液石法第14条の規定により、一般消費者等と販売契約を締結した際に交付する書面について、保安業務を行う保安機関が誤ったものが一般消費者に交付されていた。また、当該書面に記載されていない者が保安業務を実施していた。 ○保安業務関係 1. 供給開始時点検・調査(1号業務)について、全て自社で実施することとしているが、一部の1号業務について、自社内の他の事業所に所属する保安業務資格者が実施していた。 2. 液石法第27条第1項第3号の規定により、一般消費者等に対して定期的に実施することが義務付けられている周知が法令で定められた期限内に実施されていなかった。 3. 液石法第28条の規定により、保安業務を委託した保安機関との間で、受委託契約時に取り交わすべき一般消費者等の記載情報が、適切に取り交わされていない。 【口頭注意を受けた上記事項を改善、原因の把握、法令遵守を徹底する意識改革及び整備体制を含めた再発防止策について、同社より報告があった。】
2 2018年11月7日	日米礦油株式会社	ガス大阪支店	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
3 2018年12月11日	大丸エナウイン株式会社	ぽっぽガス長浜事業所	指摘なし	無	液化石油ガス販売事業及び保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

2. その他行政指導等の結果

該当なし

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)